

## 第19回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和元年11月28日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時30分
2. 場 所 名取市役所6階 大会議室 (東側)
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第3号 非農地証明願について  
議案第4号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条及び第4条の規定による届出について  
(2) 農地使用貸借解約書について  
(3) 農地賃貸借解約書(合意書)について  
(4) 農地の現状変更届出について  
(5) 罹災証明願について  
(6) 農地法第5条の規定による許可申請の取下について  
(7) 農地法第4条の規定による許可の取消について
5. 出席委員(17人)  
職務代理者 14番 引地 長一  
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘  
4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里  
7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美  
10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一  
13番 松浦 朋子  
推進委員 長田 義孝 伊東 繁男 松浦 正博
6. 欠席委員(1人) 15番 大友 正一
7. 事務局出席職員  
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

## 第19回名取市農業委員会総会会議録

### 【開 会】

午後2時、農業委員15番 大友 正一委員が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会規定第3条及び、名取市農業委員会会議規則第7条の規定により職務代理者が議長となり、議事を進行した。

### 【会議の内容】

○ 議長（引地長一職務代理者）

#### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

11番 阿部 悦雄 委員、 12番 入間川 昭一 委員

#### ◎会議の概要

##### 《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（引地長一職務代理者）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○1班代表委員（大内繁徳委員）

第1班代表委員の大内です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。令和元年11月28日提出。

番号1、高館吉田字二丁町105番2、地目は登記、現況共に畑です。登記

面積は、870㎡、転用目的は、資材置場。貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、賃料総額10万円、期間は10ヶ月です。つぎに、位置図・公図については、議案書の3ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料1ページから4ページをご覧ください。番号2、番号3は関連していますので一括して説明致します。

番号2、高館吉田字南二丁町1番、地目は登記、現況共に田です。登記面積452㎡、転用目的は資材置場、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃料総額5万円、期間は10ヶ月です。

番号3、高館吉田字南土手下18番1、地目は登記、現況共に田です。登記面積1,347㎡、転用目的は資材置場、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃料総額24万円、期間は10ヶ月です。

次に、位置については、高館小学校の北側に位置し下堀用水路に隣接します。県の下堀用水改修事業のために資材置場として使用するものです。農地区分は第1種農地また法令で義務付けられている協議は該当ありません。雨水については、自然浸透とし使用箇所はシートを貼り及び鉄板を敷き、砂利その他の雑物が入らないよう十分留意することです。いずれも一時転用です。公図を見ますと借地内真ん中に水路がありますので期間10ヶ月ですと田植えの時期とかさなりますので、水路の確保及び周辺農地に迷惑がかからないよう指導いたしました。

続きまして、番号4、牛野字柿沼15番1、地目は登記、現況共に田です。登記面積1,329㎡の内1,20㎡、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置一時転用、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定期間3年、賃料年4,000円です。地表面で稲作を続けながら、地上4.3mの位置に太陽光パネル366枚を設置する転用面積は地面に立てている支柱32本分の面積となります。1本あたり0.0376㎡で合計1,20㎡となっております。位置図・公図については、議案書の4ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料5ページから7ページをご覧ください。位置については、下増田と牛野の境にある田になります。農地区分は第1種農地また法令で義務付けられている協議は該当ありません。土砂の流失又は崩壊その他災害を発生させる恐れはないかについては、太陽光パネルが強風等で飛ばされない

よう32本の柱で固定されていました。営農型発電として6年が経過しますので、今回の更新の申請となります。現地調査行いましたが管理良好であることを確認し、出席し代理人より実情調査をしまして問題ないものと判断し今後も良好な管理をお願いしました。

続きまして、番号5、高館川上字西北畑41番4、地目は登記、現況共に畑です。登記面積1,388㎡、転用目的は太陽光発電設備の設置、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定期間20年、賃料年150,000円です。太陽光パネル216枚、437.6㎡、最大受電電力49.5kWとなります。位置図・公図については、議案書の5ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料8ページから9ページをご覧ください。位置については、高館の農協スタンドの西側、増田川の北側になります。農地区分は第2種農地また法令で義務付けられている協議は該当ありません。土砂の流失又は崩壊その他災害を発生させる恐れはないかについては、雨水は自然浸透、パネルは強風等で飛ばされないよう支柱で固定する。土砂の流失防止については、土留め等を構築し隣接地に被害を及ぼさないようにするという事です。公図を見ますと、宅地と宅地間の通路を通過して申請地及び隣接する畑の所有者が使用する場所になります。畑の所有者が今回の申請地を通過して畑を耕作することについては、双方了解済みとのことです。現地調査行い実情調査をしまして、畑の所有者のトラクターが入れるぐらいの2.5～3.0mの幅を開けてもらうよう指導しまして、昨日事務局に連絡がありました。

続きまして、番号6、高館熊野堂字大沢中192番、地目は登記、現況共に田です。登記面積1,500㎡、転用目的は太陽光発電設備の設置、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買400万円、太陽光パネル276枚、460.6㎡、最大受電電力47.2kWとなります。

続きまして、番号7、高館熊野堂字大沢中193番、地目は登記、現況共に田です。登記面積1,975㎡、転用目的は太陽光発電設備の設置、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買400万円、太陽光パネル276枚、460.6㎡、最大受電電力47.2kWとなります。

位置図・公図については、議案書の6ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料10ページから15ページをご覧ください。位置については、大沢川の隣、相互台団地を下がってきて南側のところです。農地区分

は第2種農地また法令で義務付けられている協議は該当ありません。土砂の流失又は崩壊その他災害を発生させる恐れはないかについては、雨水は自然浸透、パネルは強風等で飛ばされないよう支柱で固定するし、外周にフェンスを設置する。申請地は、一部は保全管理されている状態で、台風19号の影響で一部法面が崩れている状態でした。公図を見ますと、建設省管理の水路をまたいでいますので、この堀の管理をするよう指導いたしました。

続きまして、番号8、愛島笠島字西南沢92番1、地目は登記、現況共に田です。登記面積は、326㎡、転用目的は、仮設事務所及び工事用進入路。貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、賃料月27,178円、期間は6ヶ月です。つぎに、位置図・公図については、議案書の7ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料16ページから17ページをご覧ください。位置については、川内沢川沿いの笠島地区、仙台カントリークラブの西側のところです。川内沢川河川改修に伴う仮設事務所及び工事用進入路の使用です。農地区分は第1種農地また法令で義務付けられている協議は協議済みです。土砂の流失又は崩壊その他災害を発生させる恐れはないかについては、敷地内は碎石敷き、汚水は仮設トイレを設置し定期的に処理するため、隣接農地への影響はありません。雨水は自然浸透となります。一昨日の現地調査ではすでに仮設事務所が建てられており、県の河川改修工事が行われていました。実情調査では、社員の方が来まして農地法を知っていなく県の工事契約では早期に着手するということで、申請が遅れたということでした。11月11日に県知事と農業委員会会長あてに始末書の提出がありまして、受理しています。

議案第1号1番から8番までにつきましては、11月23日の担任委員会で現地調査を行い、1番、2番、3番については、貸付人から委任を受けた受入人である会社従業員から、4番については、貸付人及び借受人から委任を受けた借受人である会社従業員から、5番については、貸付人、借受人から委任を受けた行政書士から、6番及び7番については、譲受人から委任を受けた行政書士から、8番については、貸付人及び借受人から委任を受けた会社従業員から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、大内繁徳代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の長田義孝推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（長田義孝委員）

議案第1号1番から8番につきましては、11月28日に担任 委員会の現地調査に同行したところ、1番、2番、3番は、宮城県発注の下堀用水路発注工事に伴う資材置場として、農地を一時転用するものであり、休耕農地等を使用により近隣農地に影響は及ぼさないと判断しました。

4番につきましては、営農型太陽光発電設備に係る一時転用申請の更新であり、パネルの設置状況等を確認し周辺農地への影響はないものと判断いたしました。

5番につきましては、賃貸借権設定による太陽光発電設備の設置であります。トラクターの進入路等隣接農地所有者から了承を得ているとのことであり、問題ないものと判断いたしました。

6番、7番につきましては、既に休耕田となっており、また近隣農地にも数か所太陽光発電パネルが設置してあり、周辺(しゅうへん)農地(のうち)等(など)への影響(えいきょう)は生じないものと判断しました。

8番につきましては、川内沢川ダム建設工事に伴う、市道付け替え工事等に係る工事現場事務所などがすでに設置してありました。

実情調査での説明によると、農地への工事事務所の設置は初めてのケースで、農地法等の許可申請が必要性は理解していないとのことでしたが、始末書の提出もなされておりました。

県発注の公共工事でもあり、工事の中止要請等は難しいと考えるので、一時転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理人）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（引地長一職務代理人）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理人）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一職務代理人）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

議案第2号農地法3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年11月28日提出。

番号1、愛島笠島字西南沢62番6外14筆、田が8筆、畑が7筆、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、畑692㎡、田4,527㎡、畑7,632㎡、計12,851㎡、権利種別は、使用貸借権設定。貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。経営面積が290a、世帯員3人、労力人3人、使用貸借権設定、期間10年の再設定、後継者へ使用貸借です。

議案第2号1番につきましては、11月26日の担任委員会で、申請書類を審査したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、大内繁徳代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の長田義孝推進委員からご意見ををお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田義孝委員）

議案第2号1番につきましては、11月28日に担任委員会で、申請書類を確認したところ、後継者へ農地の使用貸借権10年間の再設定であることを確認いたしましたので、許可については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明・ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

議長（引地長一職務代理者）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（引地長一職務代理人）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

### 《議案第3号 非農地証明願について》

○議長（引地長一職務代理人）

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○3班代表委員（大内繁徳委員）

議案第3号、非農地証明願について、下記申請人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和元年11月28日提出。

番号1、高館川上字東金剛寺88番1、地目は登記畑、現況山林・原野です。登記面積は、2,956㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、数十年前から山林及び原野として使用されており、農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

議案第3号1番につきましては、11月26日の担任委員会で、願出人本人立会いのもと現地調査並びに実情を聴取したところ、「現況地目」どおり山林及び原野と判断できることから、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○議長（引地長一職務代理人）

只今、大内繁徳代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の長田義孝推進委員からご意見をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（長田義孝委員）

議案第3号1番につきましては、11月26日の担任委員会に同行し、願出人本人から立会いのもと現地を確認し、実情をお伺いしたところ、現況が山林及び原野であることを確認いたしましたので、申請地を非農地証明することは問題ないと考えます。以上です。

○議長（引地長一職務代理人）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明・ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○10番（松浦岩男委員）

相続してまだ日が浅いが、本人が農地としてやってもらいたい。周辺の状況を



お聞かせください。

○事務局（小松局長）

申請人から聞いたところ、50年前から農地では無くなったと聞いています。

○議長（引地長一職務代理者）

他にご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（引地長一職務代理者）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（引地長一職務代理者）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

#### 《議案第4号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○議長（引地長一職務代理者）

次に、議案第4号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（平井局長補佐）

議案書の10ページをお開き下さい。議案第4号名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、このことについて、令和元年10月28日付けで名取市長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を令和元年11月29日（金）まで求められているので提案する。

1. 意見を求められている内容 議案書11ページから16ページの名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）と関係資料の記載のとおりとなります。

整備計画の変更については、市街化区域編入に伴う農業振興地域の区域の変更縮小となりますが、区域は議案書17、18ページの位置図にありますとおり、飯野坂字土城堀、小揚場、南沖、北沖の赤線で囲んだ区域8.5haを変更、農業振興区域の縮小となるものです。

本計画地は、全域が農業振興地域に含まれていますが、農用地区域の指定のない「白地」であり、その内農地は2.0haとなります。

土地利用状況については、現在地区の大半が盛土を行い、資材置場や駐車場として土地利用されています。この他、地区の南側の半分に当たる部分が水田に盛

土を行い、畑等に利用され、水田利用はごくわずかとなっている状況です。

以上、ご審議をお願いします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

ただいま事務局から説明をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

議案書16ページの所有者38名、同意者37名、同意率97%ですが、同意が100%でなくてもできるものなのでしょうか。

○ 事務局 小松局長

田のほ場整備と同じで、同意率100%は難しいと思います。一定以上の同意があれば区画整理事業として進められるということで国、県から承認をもらっています。

議長（引地長一職務代理者）

他にご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の19ページをお開きください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和元年11月11日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和元年11月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規3件8, 247㎡、更新19件88, 106㎡、合計22件96, 353㎡。

2 利用権を設定する土地

田63筆84, 457㎡、畑11筆11, 896㎡、合計74筆96, 353㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定22件。

② 賃借権の存続期間。1年2件、3年9件、5年8件、10件3件。

③ 借賃（10a当り）。30kg5件、45kg6件、48kg1件、50kg3件、55kg1件、60kg3件、7,777円1件、10,000円2件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和元年11月29日予定。

5 詳細につきましては、議案書20ページから23ページのとおりです。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理人）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理人）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一職務代理人）

「挙手全員」でありますので、議案第5号については原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条及び第4条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地使用貸借解約書について》

《報告事項（3）農地貸借解約書（合意書）について》

《報告事項（4）農地の現状変更届出について》

《報告事項（5）り災証明願について》

《報告事項（6）農地法第5条の規定による許可申請の取下について》

《報告事項（7）農地法第4条の規定による許可の取消について》

○ 議長（引地長一職務代理人）

次に報告事項（１）農地法第５条及び第４条の規定による届出について、報告事項（２）農地使用貸借解約書について、報告事項（３）農地賃貸借解約書（合意書）について、報告事項（４）農地の現状変更届出について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

〔別紙議案書により報告事項（１）から報告事項（４）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 議長（引地長一職務代理者）

ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」との声がありますので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に報告事項（５）り災証明願について、報告事項（６）農地法第５条の規定による許可申請の取下について、報告事項（７）農地法第４条の規定による許可の取消について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

〔別紙議案書により報告事項（５）から報告事項（７）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ ２番（大内繁徳委員）

報告事項（５）の罹災証明願いですが、発行に当たってどのような基準で罹災証明を発行するのか。

○ 事務局（小松局長）

証明書の発行に当たっては、申請を受けて地元農業委員の立会いのもと現地調査を行い、罹災証明を発行します。

○ １番（布田順一委員）

罹災証明が２件ですが、他に被害がないということではなく申請があった分ということよろしいでしょうか。

○ 事務局（小松局長）

あくまでも本人からの申請となります。罹災証明を申請者が使用するために申請するものです。

○ 議長（引地長一職務代理者）

他にご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」との声がありますので、報告事項（５）から報告事項（７）までについて承認といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小松局長）

〔女性農業委員の研修会の報告について、13番松浦朋子委員から報告を行った。〕

○ 事務局（小松局長）

〔来月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

それでは、第19回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

## 【閉 会】

午後3時30分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

## 【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和元年12月26日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 11番 \_\_\_\_\_

署名委員 12番 \_\_\_\_\_